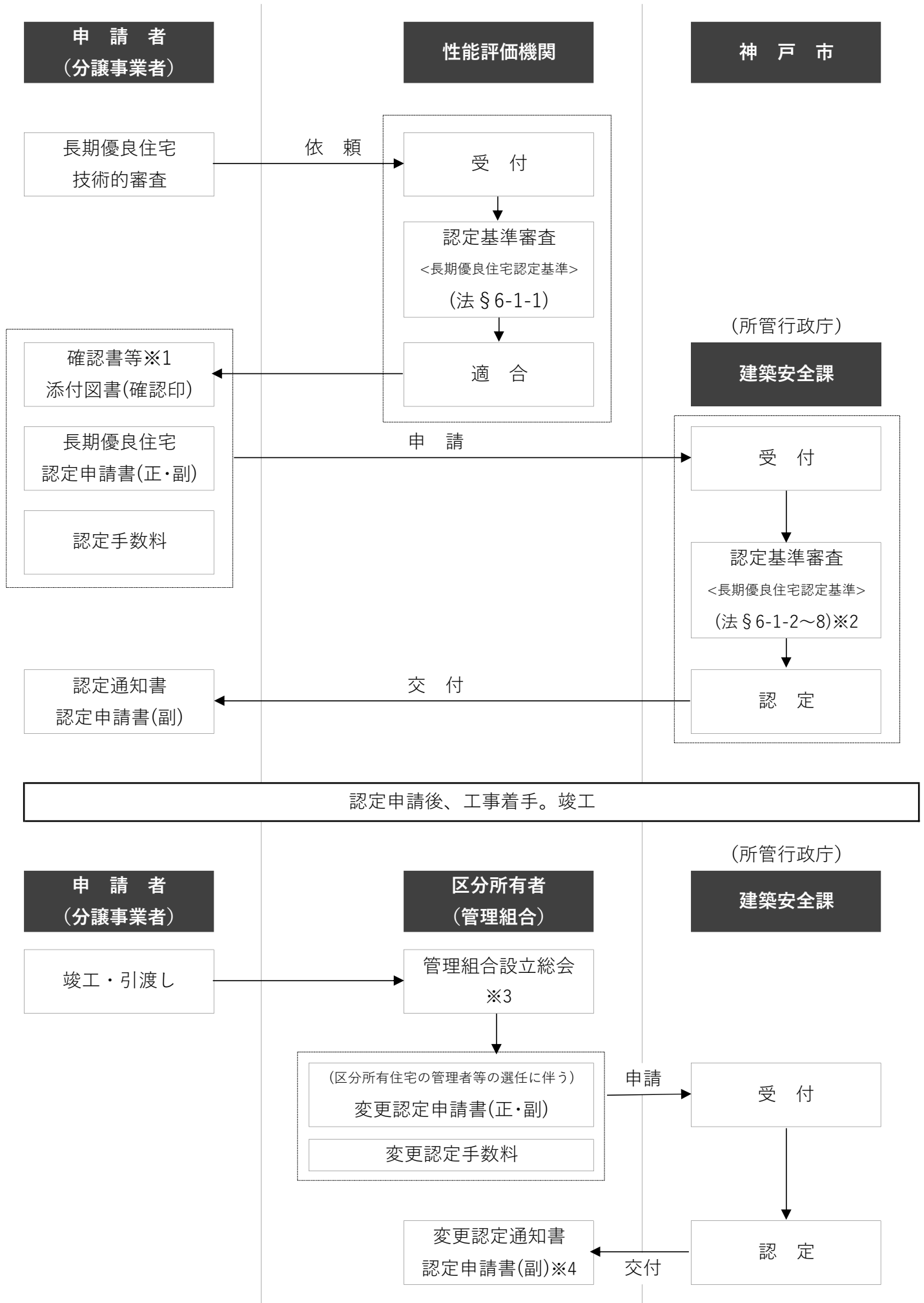


### 3. 分譲マンション（法第9条第4項）性能評価機関による技術的審査を受ける場合



- ※1： 確認書等とは、住宅が長期優良住宅の長期使用構造等基準を満たしていることを登録住宅性能評価機関が確認して記した書類。「確認書」又は、「住宅性能評価書（長期使用構造等であることを記載したものに限り）」
- ※2： マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画が、国土交通省令で定める維持保全に関する基準に適合する内容の場合は、法6条第1項第5号又は第7号の基準に適合しているとみなす。
- ※3： 竣工してから1年以内に区分所有住宅の管理者等が選任されない場合は、所管行政庁は認定を取り消すことができる。
- ※4： 管理者等（管理組合の決議で選任された管理者(理事長・理事)）の変更認定後に、各住戸の所有者が変わっても変更認定申請は不要。